

相続定期預金

(令和7年4月18日現在)

*特色、重要事項、その他

1. 相続定期預金

(1) 相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金をお預入れいただける方を対象とした特別金利定期預金です。(当行以外の相続手続きを含みます)

(2) 預入限度額 100万円以上、相続により取得した金額まで

(3) お預入れ期間 6ヶ月、1年、3年、5年のスーパー定期、スーパー定期300または大口定期とし、自動継続式でのお取扱いとなります。

(4) 特典 貸金庫(サイズ小)を契約いただいたお客さまは初年度の手数料を無料とします。

(5) ご利用条件

① 相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金での新規預入に限定させていただきます。

② 当行にすでにお預入れいただいている定期預金からのお預替は対象外となります。

③ お預入れ時に、「遺産分割協議書の写し」、「金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し」、「遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し」、「被相続人名義の解約済通帳・計算書」等の相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金であることが確認できる資料を呈示いただきます。

2. 特別金利は初回満期日までです。自動継続後の利率は継続日におけるスーパー定期、スーパー定期300または大口定期の店頭表示利率となります。

3. 満期日前に解約の場合、特別金利は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用になります。(商品概要「11. 中途解約時の取扱い」参照…解約制限)

4. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。

5. 取扱規程 … 「自動継続自由金利型定期預金(M型)規程」

「自動継続自由金利型定期預金(大口定期)規程」を適用します。

*商品概要

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 相続定期預金 定期預金種類 自動継続自由金利型定期預金(M型) 自動継続自由金利型定期預金(大口定期) 										
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金をお預入れいただける方(当行以外の相続手続きを含みます) 										
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月、1年、3年、5年 										
4. 預入方法等	<ul style="list-style-type: none"> 一括してお預入れいただきます。 お預入れは窓口でのお取扱いのみとさせていただきます。 ATM・インターネットバンキングでのお取扱いはできません。 100万円以上、1年以内に相続により取得した資金の額まで 1円単位 										
(1) 預入方法											
(2) 預入金額 (3) 預入単位											
5. 利息	<ul style="list-style-type: none"> お預入れ時の約定利率を満期日まで適用します。 スーパー定期、スーパー定期300または大口定期における預入期間に応じた店頭表示利率に上乗せ利率を加えた利率となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>上乗せ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>十年0.30%(税引前)</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>十年0.30%(税引前)</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>十年0.40%(税引前)</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>十年0.50%(税引前)</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	上乗せ利率	6か月	十年0.30%(税引前)	1年	十年0.30%(税引前)	3年	十年0.40%(税引前)	5年	十年0.50%(税引前)
預入期間		上乗せ利率									
6か月	十年0.30%(税引前)										
1年	十年0.30%(税引前)										
3年	十年0.40%(税引前)										
5年	十年0.50%(税引前)										
(1) 適用利率											

<p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期、スーパー定期300および大口定期の店頭表示利率については、窓口または当行ホームページでご確認ください。 当初預入額1,000万円未満：満期日以後に一括して支払います。 当初預入額1,000万円以上：預入期間3年、5年は、中間利払日(満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%小数点第4位以下切捨て)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。なお、当初預入額1,000万円未満(預入期間3年、5年)の場合は、6か月毎の複利計算とします。
<p>6. 払戻方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します。
<p>7. 特典</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸金庫(サイズ小)を契約いただいたお客さまは初年度の手数料を無料とします。対象期間は貸金庫契約時点から次に訪れる3月31日までの期間とし、それ以降の手数料は年払いで毎年4月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に指定口座から自動引落させていただきます。 *本特典は各店毎に定めた貸金庫契約先数の上限に達し次第終了させていただきます。
<p>8. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。
<p>9. 税区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%) ※ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には復興特別所得税が付加され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
<p>10. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> マル優のお取扱いができます。 (マル優についてのくわしいご説明は窓口でご確認ください。)
<p>11. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、特別金利は適用されません。以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。 中途解約利率は、お預入れ日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、預入期間に応じた利率を適用します。 <p><令和3年4月1日以降に預入れされた定期預金></p> <p>A. 6か月未満：解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上：当初預入額1,000万円未満の場合は預入日における預入期間に応じた店頭表示利率×90% 当初預入額1,000万円以上の場合は預入日における預入期間に応じた店頭表示利率×80%</p> <p><令和3年3月31日以前に預入れされた定期預金></p> <p>A. 6か月未満：解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上：当初預入額1,000万円未満の場合は預入日における預入期間に応じた店頭表示利率×90% 当初預入額1,000万円以上の場合は預入日における預入期間に応じた店頭表示利率×80%</p> <p>なお、預入期間に応じた算式により計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。</p>

1 2. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> • れいんぼ～ポイントサービスにご加入いただいている場合、当行所定のポイント対象となりますが、れいんぼ～ポイントサービスによる利率上乘せの対象とはなりません。
1 3. 当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口	<p>徳島大正銀行お客さま相談室 フリーダイヤル：0120-87-1090 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>
1 4. 一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口	<p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>